

## 1 手帳制度について

### ① 身体障害者手帳の交付を受けるには

内 容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級～6級に区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい者）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人
申請窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)、各支所地域づくり課地域担当
手続き	交付申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、指定医師による診断書・意見書を申請窓口に提出します。
交付窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)

### ② 療育手帳の交付を受けるには

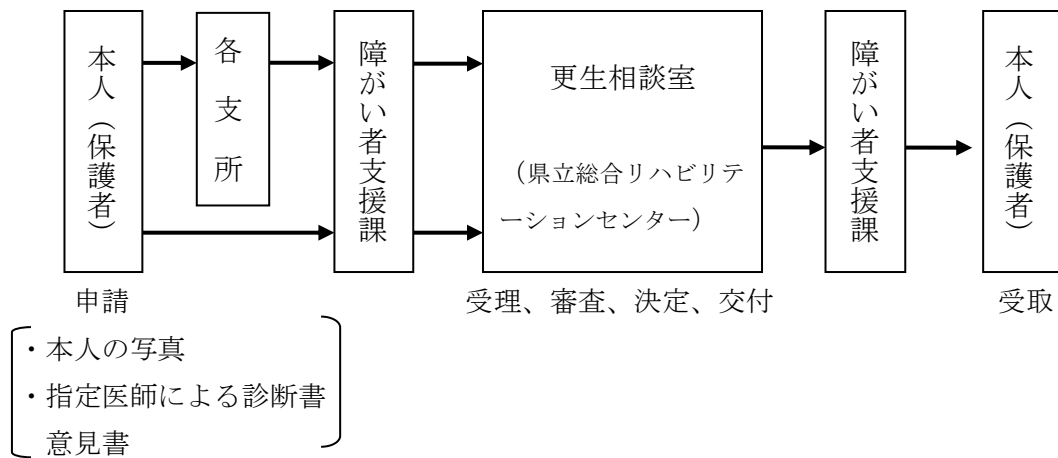
内 容	療育手帳は、知的障がいのある人が、様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2 に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された人
申請窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)、各支所地域づくり課地域担当
手続き	交付申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、「知的障がい」と診断された医師の診断書または意見書（2～17 歳の人には不要）を申請窓口に提出します。
交付窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)

### ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

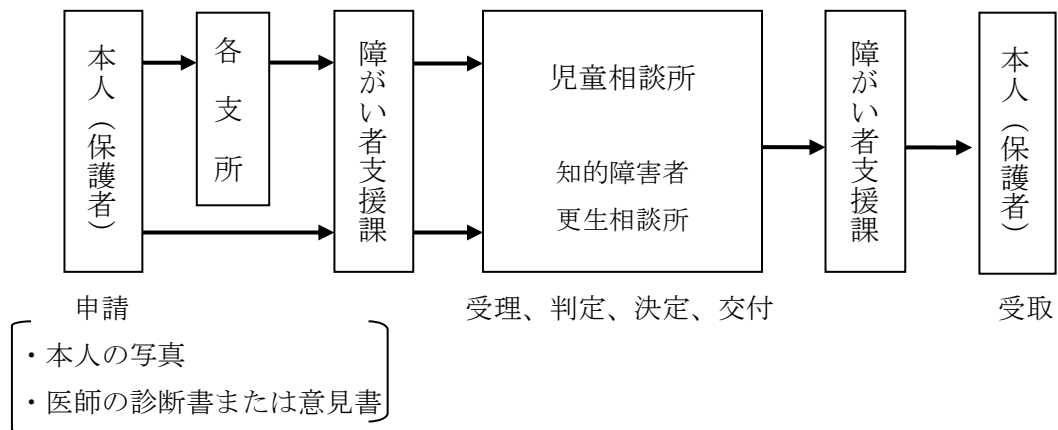
内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいを持つ人が様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級、2級、3級に区分され、2年毎の更新が必要です。
交付対象	精神疾患を有する人（知的障がい者を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人
申請窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)、各支所地域づくり課地域担当
手続き	申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し等を申請窓口に提出します。
交付窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)

#### ④ 手帳申請から受取りまでの流れ

##### 身体障害者手帳の場合



##### 療育手帳の場合



※申請書提出後に児童相談所（更生相談所）にて心理判定を受ける必要有り。

##### 精神障害者保健福祉手帳の場合

